

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「事業主行動計画」

水 沢 信 用 金 庫

仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援において次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

### 1. 計画内容

目標1 年次有給休暇、半日休暇、時間単位年休の取得の促進

〈対策〉学校行事等へ参加の為の半日休暇の取得等、全職員それぞれ年次有給休暇の取得率が50%以上となるよう、休暇を取得しやすい環境づくりに努め、年次有給休暇の取得を促進する。

- 令和2年4月～所属長宛に文書を送付し全職員へ周知
- 令和2年7月～取得状況を把握、所属長宛に送付し取得を推進する

目標2 年間のノー残業デー実施日数の増加

〈対策〉毎月第二水曜日に加えて、各部署ごとに月1回以上ノー残業デーを設定し実施するよう周知する。

- 令和2年4月～所属長宛に文書を送付し全職員へ周知
- 令和2年5月～実施状況を把握、実施を推進する

目標3 子の看護休暇、介護休暇を柔軟に取得できるよう規定を整備する

〈対策〉子の看護休暇、介護休暇について時間単位で取得できるよう法令化前に就業規則の改訂を行う。

- 令和2年5月～育児・介護休業規程の改訂案の策定、改訂を行う

以上